

第1回 清瀬市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画 策定委員会
議事要旨

件 名 第1回 清瀬市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画
策定委員会

事 務 局 福祉子ども部 障害福祉課 障害福祉係

開催場所 清瀬市役所2階 市民協働ルーム

日 時 令和8年7月13日(月) 14:00～16:00

出席者 委員 9 名
浅野 穂高、川見 直也、菊間 英子、熊谷 大、下田 一紀、
冨永 健太郎、贅川 信幸、稗田 知子、森田 憲英
(五十音順、敬称略)

欠 席 者 岩澤 寿美子(敬称略)

会議次第

- 1 委員改選
- 2 諮問
- 3 障害福祉計画策定委員会の規定について
- 4 障害福祉計画策定委員会の年間予定について
- 5 第 8 期障害福祉計画、第 4 期障害児福祉計画の骨子(案)について
- 6 第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画実績値及び見込値について
- 7 意見交換
- 8 その他

議事録

1 委員改選

- (1)机上配布にて、委嘱状を交付
- (2)各委員、事務局の自己紹介
- (3)委員長および副委員長の選出

清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱第4条第2項「委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する」ことに基づき、委員長を1名、副委員長を1名選出

委員長	賛川 信幸	(日本社会事業大学 教授)
副委員長	富永 健太郎	(社会福祉法人清瀬わかば会 理事長)

2 諮問

事務局より説明

本委員会運営要綱に基づき、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画について原案を作成の上、ご答申をいただくこととなっております。市長より委員長宛てに諮問書を交付させていただきます。諮問書は机上にご用意しておりますので、内容をご確認ください。

※以下、賛川委員長が進行。

3 障害福祉計画策定委員会の規定について

事務局より、清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱、清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会傍聴規定に基づき説明

4 障害福祉計画策定委員会の年間予定について

事務局より、策定委員会開催スケジュールに基づき説明

委員長	改めてこの4回を見ますと、計画策定のプロセスとして、第4回は確認の性格が強いと思います。12月から1月にパブリックコメントに進む必要があるため、その前に市長への報告も行うこととなります。したがって、10月の第4回で、この委員会としては内容を固めることになるかと思います。 第1回では、どこまで掘り下げられるかという点ではありますが、現状がどうなっていて、課題が何かを見定めることが重要です。それを踏まえ、第2回、第3回
-----	--

	で、どのような成果目標が妥当か、そのためにどの程度のサービス量や活動が必要かを議論する流れになるかと思います。 参考資料として国の基本指針を付けていただいています、その中の 2 ページに、障害者総合支援法第 88 条の 9、10 が参考条文として掲載されています。第 88 条の 9 では、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定めるに当たり、あらかじめ協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされています。 協議会については第 89 条の 3 に規定があります。本策定委員会に出席いただいている委員の中には、協議会の委員も兼ねている方がおられるかと思います。協議会は、本部会議、事務局会議、部会という形で活動しておりますので、ここで議論した内容について、協議会でも検討してほしいということがあれば、双方を行き来しながら進めることも可能かと思います。
副委員長	協議会の中でこの計画を直接議論するのは少し違うのではないかと思います。承認というか、何らかの形で協議会が計画を見て意見を述べる機会はあったと思います。その点は、このスケジュールに組み込まれていないのでしょうか。
事務局	その点については、確認させていただければと思います。
副委員長	策定の経過の中で、協議会に計画案を持ち込み、協議会から意見を吸い上げるという経緯は、以前はあったと記憶しています。ただ、今回はタイトなスケジュールであり、難しい部分もあると思います。一方で、策定委員の中には協議会の構成員も入っておりますので、そこで視野を広げていただこうという経緯もあり、現在の形になったと思います。 協議会本会は年度末に近い時期になると思いますが、総合支援法では「努めなければならない」とされておりますし、協議会には部会も含めて、清瀬市の障害福祉サービスに関わる多くの方が参加しています。こちらで検討した内容について、協議会でも、日々障害福祉サービスに関わる立場から意見をいただけるのではないかと思います。その往復については、協議会側でも調整したいと思いますが、この計画策定委員会としては、そうした往復をしながら進めることをご了解いただければと思います。
委員長	では、このスケジュールで進めることとしつつ、協議会からも広くご意見をいただけるよう、よろしくお願いします。

5 第 8 期障害福祉計画、第 4 期障害児福祉計画の骨子(案)について

※資料 4 に基づき、事務局より説明。

副委員長	骨子についてですが、説明の中で国の基本指針をお示しいただきました。その中で、新規項目として「障害福祉人材の確保・定着と生産性向上の考え方」が加わっています。この新規項目については、数値目標も示さなければならないのでしょうか。
------	---

事務局	必ず数値目標を設定しなければならないというわけではなく、国として盛り込むよう示している項目です。
副委員長	この問題は、国が示しているとおり、非常に重要であり、最大の課題の一つだと思っています。そのため、議論が必要だと思いますが、第7期の計画と第8期の骨子がほぼ同じである中で、この部分をどこで、どのように議論するのか、ある程度方向性があるのか伺いたいです。
委員長	関連して確認ですが、参考資料10ページの「人材確保・生産性向上」の項目を見ると、都道府県の取組として、ワンストップ窓口の設置や、その利用者数を指標とするように見えます。これは都道府県の計画に位置付けられるものなのか、市町村でも同時に検討しなければならないのか、そのあたりの整理はどうなっていますか。
事務局	今、委員長がおっしゃったとおり、都道府県と市町村で役割が分かれています。新設項目の中でも、都道府県と市町村でそれぞれ考える部分がありますが、今回の人材確保に関するところは、主に都道府県が中心となる項目です。その一方で、市町村としても、どのように考えるかについては議論が必要だと思います。説明が不足しており、申し訳ありませんでした。
委員長	今回の資料では項目として挙がっていますが、よく見ると参考資料19ページでは、研修やワンストップ窓口は都道府県の項目となっています。とはいえ、清瀬市の計画の中で、これをどこまで盛り込むのか、あるいは市町村として具体的に何を考えるべきなのかは、検討が必要だと思います。たとえば、清瀬市として働き続けやすい環境づくりをどう考えるか、という視点はあり得るかもしれません。
事務局	例えば定着率の問題などはあると思います。生産性という観点でも、支援するスタッフが頻繁に替わってしまうと、利用者支援に影響します。市町村レベルでできることには限りがあるとは思いますが、何らかの支援を市として行う余地はあるのではないかと思います。
副委員長	理念的な示し方であっても、計画書に位置付けることで、各法人・事業者が人材確保の努力を進める方向づけにはなると思います。
事務局	参考資料19ページの12番に「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」という項目があります。具体的な活動指標としては、都道府県障害福祉計画の中で、相談支援専門員研修やサービス管理責任者研修の修了者数、都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、支援を利用した事業所数などを定めることとされています。したがって、具体的な数値目標は都道府県計画の中で示されるものと理解しております。新規項目として挙がってはいますが、主には都道府県が、研修修了者数等を見込む活動指標として示すものです。
委員長	その項目だけで十分かどうかという議論はあると思います。先ほど出た「定着」という点も重要で、清瀬市で働き続けたいと思える事業所づくりをどう支えるか、計画に盛り込むかという視点もあると思います。また、相談支援専門員のマンパワー不足は、これまでも課題として指摘されてきました。法人運営の観点

	もあると思いますが、例えば相談支援部会に対し、清瀬市としてどう考えるか、目標値や研修修了者数についてどのようなことが考えられるか、投げかけてみることも考えられるかもしれません。
副委員長	市の資料を拝見すると、これは都道府県レベルの考え方であり、新規項目ではあるものの、まずは都道府県に先行して検討してもらい、それを踏まえて市町村が考えていく、という整理で終わってよいのかどうか論点だと思います。
事務局	計画に載せるか載せないか、どこまで記載できるかという点もありますし、前回の計画にはなかった項目であるため、新たにどのように現場の状況を把握するかも課題だと思います。その方法についても、ご意見を伺えればと思います。
委員	もう1点、参考資料にある「重層的な地域支援体制の構築についての留意事項」について伺いたいです。今後、基幹相談支援センターの議論にも関わってくるとと思いますが、重層的な地域支援体制については、地域福祉計画の中で方針が示されるのか、行政の中でどのような位置付けになっているのか教えていただきたいです。また、今回の障害福祉計画の中で、どこまで重層的支援体制を視野に入れていく必要があるのかも確認したいです。
事務局	具体的な議論については、重層的支援体制整備の動きと並走しているという認識です。そのため、そちらの方向性が固まらないと、こちらの計画でも位置付けを固めにくい面があります。
委員	障害分野として必要となる相談支援体制の検討の中で、児童や高齢など、地域の重層的な支援体制へどうアプローチしていくかという視点は必要だと思います。全体の仕組みの中で障害の相談支援をどう位置付けるか、関連分野との連携をどう考えるか、そうした観点で今回議論していくという理解でよいと思います。
副委員長	重層的支援体制は非常に重要な問題だと思います。将来的なことも含めて議論していく必要がありますが、それをこの計画にどこまで書くのか、あるいは協議会など別の場で議論するのかという論点があります。何をもち「重層的」とするかといえば、相談支援を中心としながら、それぞれが重なり合い、関連し合っていくイメージだと思います。清瀬市における相談支援事業の確立・明確化と、それが重層的であるとはどういうことかという議論が必要です。協議会でも、機関設置を目指す議論の中で、重層的支援を視野に入れながら、他分野とどう連動して新しい仕組みをつくるかという議論が始まっていました。ただ、まだ十分には進んでいない状況だと思います。
委員	方針として示すだけでなく、今後、相談支援部会などで検討を深めていくという形が必要だと思います。まずは方針として示していくことが大事ではないでしょうか。
事務局	先ほどご説明した資料4の2ページ目の下、「2 策定に当たっての留意箇所について」の2つ目に、「16 ページの図の使用の有無」とあります。現在の第7期障害福祉計画には「障害のある方を支える清瀬市の仕組み」という図があります。これは前回もご議論いただき、修正したものと記憶しています。この図にも、重層的支援体制や基幹相談支援センターの位置付けが関わってくると思

	いますので、その扱いについてもご議論いただきたいと思いますと考えています。
委員長	このあたりは、計画作成のスケジュールとの関係ではどうでしょうか。
委員	社会福祉協議会では、地域福祉活動計画とあわせて、行政の地域福祉計画を一体的に策定しています。その中で出た意見として申し上げますと、重層的支援体制整備事業については、今回の計画に載せる方向でおおむね整理されています。ただし、あちらの計画期間は6年間で、こちらは3年間ですので、時期がずれる可能性はあります。基幹相談支援センターについては、その中に入ってくる可能性が高いと思います。まだ策定中で確定ではありませんが、8月上旬に素案ができ、10月頃には固まる見込みです。
委員長	そうすると、重層的支援体制をどの程度意識して本計画に反映させるかは、地域福祉計画の動きも見ながらということになりますね。どのタイミングで本計画に具体的に盛り込めるかはありますが、8月から9月頃に状況共有ができれば、事務局とも検討し、具体的な方針を次回以降に示せるかもしれません。
副委員長	第7期の図をそのまま使うのであれば、重層的支援体制に伴う変更も必要になりますので、そのまま掲載するのは難しいと思います。修正や刷新が必要だと感じます。
委員長	変動する部分もありますし、この計画策定の過程の中で、掲載できるかどうか確定しない面もあります。第7期の図は現時点では掲載しないという判断もあり得るかと思います。そもそも、この図が計画の中でどのような役割を持つのかという点もあります。一般的には、本人や家族を中心に、支援機関やサービスが周囲に位置付くイメージかと思います。
副委員長	この図を載せた趣旨は、Q&Aにも関連して、一般の市民が計画を手にとったときに、「こういう支える仕組みになっているのだ」とわかりやすく伝えるためだったと記憶しています。
委員長	ただ、一般市民の方が見たときに、相談支援制度の言葉が並んでいるだけでは、かえって分かりづらい面もあると思います。必ずしも、ないと困るというものでもないのかもしれませんが。
委員	個人的には、あるに越したことはないと思います。表現が分かりづらいという課題はあるかもしれませんが、こうした計画を見る方は、ある程度調べた上でご覧になると思うので、そこまで気にしなくてもよいのではないのでしょうか。
委員長	一方で、調べてこの計画にたどり着くまでのハードルもあるかもしれません。この点は、重層的支援体制のことも含めて、いったん保留とし、掲載する場合にはどう見せるかも含めて再検討したいと思います。 現状と課題の話に移ると、該当するのは第2章6あたりになるのでしょうか。このあたりのイメージはいかがですか。
事務局	その点については、実際の人数の推移を見ながら考えています。今回は前回のようアンケートを実施しない想定ですので、より具体的なニーズを把握するには限界もありますが、数値の変動から見える現状は整理できていると考えています。そのため、現時点では、まず数値を基に現状を示したいと考えています。
副委員長	委員長がおっしゃった点で言えば、現状を示すこと自体は必要ですが、「現状と

	課題」と言うなら、現状を示した上で、それを課題化していく必要があります。つまり、何が課題なのかを抽出し、その課題をどう乗り越えるか、どのような達成目標を設定するかまで含めて考えることが、本来の「現状と課題」だと思います。ここではまだ、「こういう状況です」という現状提示にとどまっている印象です。
委員長	ここでは、骨子として項目を増やすかどうかまでの議論にとどめたいと思います。骨子、つまり目次項目は現状のままとし、中身に何を盛り込むかは次回以降に議論するというところでよろしいでしょうか。
副委員長	他自治体でもよくありますが、現況は把握しているのに、それを十分に課題化しないまま数値目標だけ立ててしまうと、「現況が分かっているのに、なぜそこに手を打たないのか」という批判に答えられなくなります。説明責任を果たせる計画にする必要があると思います。
委員長	では、今の議論は、次の議題である「実績値及び見込値」にも関連してくると思いますので、そこで改めて議論したいと思います。参考資料にも、国の基本指針においてデータ活用の考え方が示されていましたが、何が適切な数値なのかという点にも関わると思います。人材確保や図の扱い、ニーズ把握の方法も含め、引き続き議論していきたいと思います。

6 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画実績値及び見込値について

※資料5に基づき、事務局より説明。

委員長	確認ですが、これは先ほどの骨子でいう総論第1部第2章に入る資料という理解でよいですね。では、まず単純な質問からですが、1つ目として、学習障害のある児童の割合について、清瀬市として推計や実態把握ができているのか。もう1つ、高次脳機能障害については、そもそも実態把握が難しいものなのか、あるいは把握しようと思えばできるものなのか、そのあたりはいかがでしょうか。
事務局	発達障害に関しては、関係部署との連携が必要になると思いますので、確認させていただければと思います。高次脳機能障害については、資料にも記載しているとおり、特性上、実態を明確に把握するのが難しい面があります。そのため、現時点で市として数字を示すのは難しいと考えています。
委員長	市のほうに何らかのデータがあるのか、あるいは東京都などに照会すれば把握できるのか、そのあたりも気になるところです。市の計画ですので、市の現況として「清瀬市ではこうである」と示せるとよいと思います。文部科学省のデータなども、課題を示す資料にはなると思いますが、清瀬市に何人いるのかが見えることで、どういう支援が必要か、その支援の形をどう考えるかの材料になると思い、質問しました。
副委員長	今日は骨子との関係も踏まえて話したいのですが、これが「現況と課題」とされ

	ている一方で、実際には現況の提示ですよ。現況として理解はできますが、こうしたデータが経年変化も含めて示されると、「なぜそうなっているのか」を考えたくります。数字だけ示されても、何を意味するのかが見えず、もどかしさがあります。だからこそ、何が課題なのかを抽出しないといけないと思います。
委 員	先ほどの「課題を数値化していく」という話とも関わりますが、今回の障害福祉計画は、従来より性質が変わってくると感じています。総量規制の話もあり、定員について指定権者が指定しないという運用が入ってくると、数値をどう示すかが非常に重要になります。つまり、この数値が、清瀬市としてどこまで整備するのか、あるいはこれ以上は整備しないのかという根拠になってくるからです。副委員長がおっしゃったように、どういう課題に対してどういう数値を定めるのか、その根拠を共有することが大事だと思います。特に今期から来期にかけては重要になると思います。
委 員 長	第 2 章 3 には、自立支援給付費等決算額・予算額も入っています。青天井で数値を立てればよいというものではなく、予算とも関わってきます。逆に言えば、「こういう理由があるからこの予算が必要だ」と説明する根拠にもなりますし、これ以上は計画に盛り込めないという説明にもなります。そういった意味でも、なぜこの数値なのかという根拠が必要になると思います。
委 員	今の数値は非常に重要だと思います。私は所沢の状況も見っていますが、向こうではサービス事業所がかなり増え、人材の取り合いになっています。企業も参入しており、福祉というより、福祉人材が消耗しているような状況もあります。指定権者は都道府県ですので、書類が整っていれば許可が出る一方で、本当に必要かどうかは別の問題です。障害のある方が困っていなければよいという話ではなく、実際に利用する方にとって満足できる状況なのかを考える必要があります。そういう意味で、一定の規制がかかる方向は、良い面もあるのではないかと思います。
委 員	皆さんがおっしゃるとおり、現状を踏まえないと計画は立てられないと思います。予算との関係もあり、数値化して目標を確定していく必要がありますが、国の方針の中では、十分な提供体制の確保が求められています。一方で、施設の地域化も示されており、施設も地域の一部として変わっていかねばならないとされています。その流れの中で、現場として感じているニーズもあるので、そのあたりも議論していく必要があると思います。
委 員 長	本来であれば、そのあたりも協議会のほうで吸い上げて、本委員会の検討材料として流れてくるとよいのですが、そこは協議会側の課題でもあると思います。

※資料 5-2 に基づき、事務局より説明。

委 員 長	今回は成果目標そのものではなく、成果に関する実績、つまりサービスの状況ということですね。こちらについて、ご質問、ご意見はありますか。
副委員長	2 点あります。1 点目は、資料 5-2 の最後のページ、地域生活支援事業の 3

	番「相談支援事業」です。そこに「基幹相談支援センター等機能強化事業」があり、第 3 期の令和 8 年度のところに「1」とあります。この数字は何を意味していたのでしょうか。
事務局	前回計画でそのまま「1」を掲載していたため、今回も残っているものです。当時は、令和 8 年度に設置することを目標としていたということです。
副委員長	つまり、その「1」は、基幹相談支援センターを設置するという意味だったわけですね。そうすると、これは計画上の根拠にもなっているので、「その後どうなったのか」という検討は必要になると思います。 もう 1 点ですが、例えば、清瀬市独自の事業として、わかば会が受託している成人期支援のような事業があります。こうした清瀬市独自の事業は、ここには載せないのでしょうか。ここに載っているのは制度上の事業だけという整理でしょうか。
事務局	地域生活支援事業については、この項目に沿って清瀬市が実施しているものを掲載しています。
委員長	制度上の数値目標として国から示されている項目はあると思いますが、それしか載せてはいけないわけではないと思います。課題があり、それに対して清瀬市として何をやっていくかという視点では、総合支援法上のサービスだけでなく、独自事業も含めて整理し、3 年後にどうなっているかを見据えて計画を立てることになると思います。骨子や項目にも関わるかもしれませんが、独自事業を載せることに何か不都合はありますか。
事務局	これまでは、国の基本指針の中で地域生活支援事業のメニューが示されており、その項目に沿って数値を記載してきたと認識しています。また、独自事業は単年度ごとの委託事業という面もあります。 そのため、独自事業を障害福祉計画にどのように落とし込むかについては、事務局でもまだ確認ができていません。本日は持ち帰らせていただき、独自事業の記載が可能かどうかも含めて確認させていただければと思います。
委員	私は非常に大事な点だと思います。昨年から関わっている立場としても、そのあたりに清瀬市の特色や地域づくりの考え方が反映されると思うので、ぜひ載せていただきたいです。
副委員長	むしろ、清瀬市の実態を含む全体像が見えたほうがよいと思います。
委員	また、数値目標のところで、地域移行や就労移行の成果など、本来は計画上の数値目標として載っているものがあるように見えます。ここに載せる性質のものではないのかもしれませんが、どこにどう整理するのかは確認が必要だと思います。
委員長	今の独自事業の件については、障害福祉計画の範囲に入るのか、あるいは上位の地域福祉計画に整理するべきかなど、計画体系の問題もあると思います。ただ、課題やニーズに対して実際に行っていることは、独自事業として何らかの形で記載する必要があるのではないかと思います。
委員	先日も移動支援が足りないという話がありましたが、第 2 期より第 3 期の見込みが減っているように見えます。実際には、サービスがないから使えず、皆が

	我慢しているという状況もあると思います。清瀬市で足りないから市外で利用している方もいるかもしれません。数字だけを見ると、あたかもニーズが満たされているように見えてしまうのではないのでしょうか。
委員長	おっしゃるとおりです。そもそも、この数字が現状にどこまで対応しているのかという相対的な見方ができていない状況だと思います。移動支援は課題として挙がっていたと思いますので、どこまでできるかはありますが、課題を明らかにできるような調査や分析を次回までに少し進め、協議会とも相談していきたいと思います。
委員	前回計画を改めて見ると、事業所の図など、いろいろ記載されていました。一方で、機能訓練は非常に少なく、今後どうしていくのか悩ましいと感じています。ニーズがないわけではなく、他のサービスとは違う性格もあるので、どこをどう分析していくかが難しいと思います。この点も議論していただけるとありがたいです。また、行政が「1」と数値を載せると、それを達成しなければならないという縛りにもなります。達成できなかったときに評価がマイナスになる面もあるので、慎重に扱わざるを得ないとも思います。
委員長	今の点について、方向性や考え方の合意が得られるとよいと思います。計画はあくまで計画ですので、達成できる場合も、できない場合もあり得ます。ただ重要なのは、なぜ達成できなかったのか、その過程や背景をきちんと分析することだと思います。計画と評価については、未達成であること自体を問題視するのではなく、その理由を検証することが大切だと思います。
委員	やはり、数字で現状が示される以上、経年変化を見るだけでなく、「満たされているから不要」なのではなく、「実際には利用できない状況ではないか」という視点も必要だと思います。そういう意味でも、ニーズの聞き取りは重要であり、ヒアリングを通じて把握できれば、より根拠のある計画になると思いました。
委員	一般市民の立場からすると、資料5を見ても、何が課題なのかが分かりにくいと感じました。「そうなのか」とは思うのですが、では何が問題なのか、清瀬市としてどうしたいのかが、この資料だけでは見えてこないと思いました。的外れかもしれませんが、そういう印象を持ちました。高齢者にとって住みやすい土地だとは思っているので、障害分野についても、現状維持に加えて、少しずつでもよりよくなればと思います。
委員長	次回に向けては、成果目標の検討、市民ヒアリングの対象者の検討を予定しています。こういう声を、こういう人たちから聞いたほうがよいのではないかという点についても、別途ご意見をいただければと思います。骨子案については、大きな異論はなかったと受け止めておりますので、それも踏まえて、委員の皆様からアイデア等がありましたら、次回お願いいたします。 では、時間となりました。本日は第1回ということで、皆様から貴重なご意見をいただけたと思っています。次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。